連載 第54回

福聚山史

池浦泰憲 文
及川一晋 編

明治五年「寺院明細帳」
明治十年「日蓮宗明細簿」　再考

前回まで三回にわたり、明治二十四年（一八九一）に東京府に提出された「上地官林委託願」についてふれた。

明治政府は新しい国作りの第一として、江戸幕府の下で支配されてきた土地や人の実態を把握し、改めて編成し直す作業が必要であった。例えば明治二年（一八六九）、武士階級に対する領地・屋敷を取り上げた「版籍奉還」や、明治四年（一八七一）の「廃藩置県」がそれであり、次に寺社領にも向けられた政策の一つが「上地」であった。この

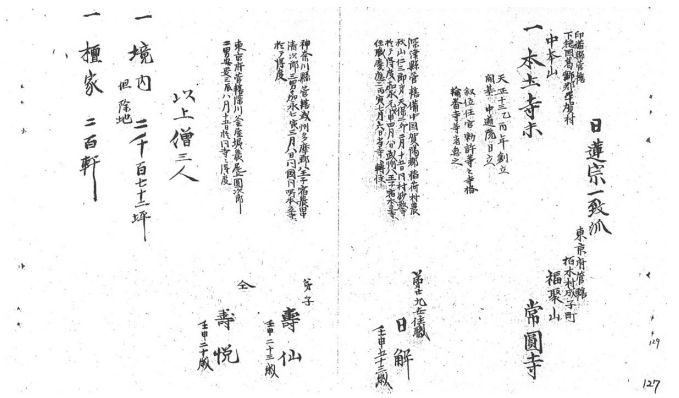

明治五年に提出された「寺院明細帳」住職の日解上人の他、当時の宿していた二人の弟子（壽仙・壽悦）の名前が各々履歴とともに記され、また「檀家 二百軒」と記されている。

「上地官林委託願」は、そうした再編成の中でできた問題であった。

さて、寺社の実態の把握については、明治維新直後から調査されてきていた。具体的には寺社各々から、その領地及び内部の状況について報告させ、これらを「明細帳」「明細簿」としてまとめた。常円寺の記録も、明治五年（一八七二）と明治十年（一八七七）の二通が残されている。この二通の記録については、すでに『福聚山史』で取り上げられているが、今回あらためてこの二通を考えてみたいと思う。

●明治五年「明細帳」

これらは「日蓮宗　時宗　本末一派寺院明細張」「日蓮宗明細簿」とよばれる冊子に綴じられた記録で、いずれも二十九世住職の秋山日解上人の代に作成、提出されたものである。まず、明治五年の「明細帳」（写真）には、本山や開基の年月日、開基上人、そして、当時止宿していた住職と僧侶名とともに、

一、境　内　　二千百七十二坪
　　但　除地
一、檀　家　　二百軒

と最後に記されている。この当時、檀家が二百軒であったことがわかる。また、「境内」とされた寺領については、これもすでに取り上げられているが、『東京市史稿　地子古跡寺社帳　常圓寺　寺社帳改訂』によると、江戸時代の延享四年（一七四七）には、

一、境内除地　　二千百七十二坪
一、年貢地　　七千二百二十八坪

とある。除地とは年貢を免除された地で、明治五年の「明細帳」にも「境内　但除地」とあり、その広さが「二千百七十二坪」と一致しているので、この時点では、「上地」の後も江戸時代から年貢が免除された「除地」がそのまま「境内」として維持されていたことがわかる。（『福聚山史』第十七回）

●明治十年「明細簿」

一方、この「明細帳」から五年後、明治十年の「明細簿」ではその記載が変わってくる。

（前略）
一、檀家　　三百四十戸
一、境内　　七百貳十八坪
　　但シ官有地
一、境外民有地　　壱町九反九畝十九歩
内訳
一、宅地　　二畝三歩
一、田　　貳反五畝二十八歩
一、畑　　壱町五反二畝十四歩
右當寺各受ニテ貢租モ又當寺ヨリ上納
一、林　　壱反九畝四歩
　　右御拂下願中
一、本堂　　五拾貳坪
　　宝歴（宝暦）年間　十七世日清再建
　　（以下略）

まず、檀家数が二百から三百四十に増加している。これは政権交代にともなう、江戸から東京へという移行の中での人口の減少（具体的には武士をはじめとする住人の離散）から、住人が再び戻ってきたことによると推測されている。（『福聚山史』十七回）

これに続けて寺領についての書上が綴られていくが、それが明治五年のものと比べると詳細に記されていることがわかる。その理由は、先に述べた寺領に対する政府の方針の転換、具体的には「境内」「境外」をどのように線引きしていくかということに関わっていると考えられる。

つまり、上地当初は対象外としていた江戸時代からの従来の「境内」地が、そこに含まれていた宅地や山林、私墾地をさらに接収するため、明治八年（一八七五）六月、「境内地」を「祭典法用」に必要な場所のみと限定したなどの政策の転換である。また、明治六年（一八七三）には地租改正条例に基いて、こうした「境内」地とされていた土地でも、民間の者が所有していたという証拠がないものは「官有地」となることが示されている。

明治十年「明細簿」をみると、大きく「境内」「境外民有地」そして、「本堂」から始まる「庫裡」「祖師堂」などの建物に分けられている。そして「境内」には「但官有地」と但し書きがあり、それに続けて「境外民有地」とあることから、この書上は「境内」か「境外」という基準ではなく、民間の土地の所有者がはっきりしているかどうかという基準を第一に書かれたものであったことを示しているのではないだろうか。「境内」「境外」という基準でいえば、本堂や庫裡、祖師堂など「祭典法用」に直接的に関係する建物が立地する場所が、本来の「境内」の性格を持っていたということができる。

●入り組んだ寺領を見直していく

このようにみていくと、当初「境内」「境外」と空間的に区分されていた寺地が、政権の基準や方針の転換によって、入り組んだものに変わってきていることがみてとれるのではないだろうか。ところで明治十年の「明細簿」には「林」とある。これは前回まで取り上げてきた「上地官林」であろうか。今一度見直すと、この林が「境外民有地」の「内訳」に記載されている。したがってこの「林」同じものとして見てよいか再考の余地があるかもしれない。「右御拂下願中」という言葉に注目すれば、のちの「委託願」に連なるものと考えられるが、当時の寺領の実態の把握とともに慎重を期して詳細に検討していく必要があろう。